

相談支援従事者初任者研修 [第2回] 課題実習ガイダンス

課題の概要

(1) 以下の点について課題実習を行ってください。

- ① 実践例を1例選定し、ケアマネジメントの一連の流れを実習する。

(2) 提出方法

- ① 各提出資料は、長野県相談支援専門員協会のホームページから様式をダウンロードして頂き、作成した上でインターバル後の次回研修時にご持参下さい。

※ 全ての課題はパソコン入力を厳守してください。

(但し、やむを得ない場合はこれに限りませんが、その際はボールペンで記入してください)

(アセスメント①及び②、ニーズ整理票の加筆部分は手書きで構いません)

長野県相談支援専門員協会サイト <https://nagano-soudan.com/>

- ② 提出書類はA4サイズで印刷してください。
- ③ 提出書類にはそれぞれ所属圏域名と氏名を記入する欄が設けてありますので、忘れずに記入してください。
- ④ 提出書類の原本は、ご自分で保管しておいてください。
- ⑤ 研修事務局に提出された書類は返却いたしませんので、細心の注意をもって取り扱います。
- ⑥ 演習グループのメンバーに配布していただくものについては、演習終了後、各自で回収してお持ち帰りください。

(3) 注意事項

- ① 本課題実習もカリキュラムの一環であり、必須の科目です (修了要件のひとつです)。
- ② 以下の場合には本課題実習を修了したと認定されないのので、注意してください。
- ・ 指定された課題様式を提出しない場合 (課題を期日までに提出しない場合を含む)。
 - ・ 提出した課題様式に不足があった場合。
 - ・ 課題様式について再提出の指示を受け、従わなかった場合 (例：空欄が多すぎる場合等)。
 - ・ 課題実習に基づく発表を今後の演習3において行わなかった場合。

方法・留意事項

課題1 グループによる事例研究の体験 →演習4日目、5日目 で扱います

(1) 実施内容

- I 他者の助言・自らの気づきを元に、再度アセスメントを実施するとともに、

サービス等利用計画(案)の作成を行う。

※もともと関わっている利用者の場合、その関わりを振り返ることにつながります。

II 課題実習 2 では以下の 7 種の様式を作成し、提出する。

- ① アセスメント票①
- ② アセスメント票②
- ③ 新ニーズ整理票
- ④ サービス等利用計画案
- ⑤ 週間計画表案
- ⑥ 申請者の状況（基本情報）
- ⑦ 申請者の状況（現在の生活）

研修 5 日目〔演習 3 日目〕の GSV を受け、新たな気づきから再アセスメントした内容を追記したもの

【演習使用】

・課題①～⑦一式を 1 部として、演習グループメンバー分、演習講師分 1 部を各自で印刷し、**演習 4 日目にご持参ください。**

【実習課題の提出】

- ・作成した課題①～⑦を、課題⑦が一番上になるように順番に重ね、ホッチキスで左上を留めた状態のものを、研修事務局へ 1 部提出してください。
- ・**演習 4 日目に提出してください。**

※提出書類は長野県相談支援専門員協会のホームページよりダウンロードし、作成してください。

- ・フォントのサイズや改行幅等のレイアウトは変更しないでください。
- ・記載する分量に指定がある場合は、それを厳守してください。過不足なくお願いします。
- ・再アセスメント後、ワークシート 4（資源開発・開発のストレッチ）をしてみましょう（ワークシート 4 の提出はありません）

III 報告の準備

次回研修（6 日目〔演習 4 日目〕、7 日目〔演習 5 日目〕において、再アセスメントを踏まえて作成したサービス等利用計画案の検討を行います。

それに向け、7 分間で以下の要領で概要を発表できるよう、準備しておくこと。

- ① 再アセスメントした結果変化したところとその要因
- ② サービス等利用計画案作成の際留意した視点
 - ・社会資源やチームメンバーの選定意図や留意した点
 - ・基本的視点と照らし合わせ留意した点
- ③ 再アセスメント、プラン作成にあたり、困難・疑問を感じた点

※留意点

- ・主にサービス等利用計画案を用いて報告する。
- ・単なるシートの読み上げとにならないよう、端的に報告する。
- ・所内の会議で簡潔に報告する設定であると想定してください。

課題提出後に修正・再提出となるケース

【再提出】

- ・サービス等利用計画の対象とならない事例
- ・介護保険のみの福祉サービスを利用するケース
- ・障害者総合支援法上の介護給付、訓練等給付の利用がないケース

【修正】

- ・様式全般において記載が不十分
- ・④ニーズ整理票の「支援課題」、「対応・方針」と⑤サービス等利用計画案の「解決すべき課題（本人のニーズ）」、「支援目標」の連動がなく、サービス等利用計画立案の根拠が不明。
- ・サービス等利用計画というより個別支援計画となっている。
- ・サービス等利用計画の「福祉サービス等」欄への記載が不十分
- ・④ニーズ整理票「専門的アセスメント」を精神保健福祉士、サービス管理責任者、ヘルパーなどの福祉職へ依頼

【参考図書】

- ・障害者相談支援従事者研修テキスト初任者研修編 日本相談支援専門員協会 監修
(本研修テキストとして使用)
- ・「相談支援専門員のためのサービス等利用計画作成事例集」埼玉県相談支援専門員協会 編・著
- ・「障害のある子の支援計画作成事例集」日本相談支援専門員協会 編・著
- ・相談支援専門員のための「サービス等利用計画」書き方ハンドブック」
日本相談支援専門員協会 編・著

以上